

議案第28号説明資料

令和5年5月23日

専決処分の承認を求めることについて
(大磯町職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例)

資料

改正概要 1

改正内容 1

新旧対照表 2

総務課

大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例

1 改正概要

国では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の位置づけを、令和5年5月8日以降、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における「新型インフルエンザ等感染症」から、「5類感染症」に変更することが決定されました。

そして、新型コロナウイルス感染症対策に従事する国家公務員の「防疫等作業手当」の特例を廃止する人事院規則の改正が、令和5年5月8日に公布、施行されました。

これを受け、本町においても、国の人事院規則の特例に準じて措置した感染症業務手当の特例を廃止するため、大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和40年大磯町条例第13号）の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 附則第3項及び第4項の規定の削除

新型コロナウイルス感染症感染者等への対応業務に従事した職員に対し、特殊勤務手当（感染症業務手当）を支給する特例措置の規定を削除します。

(2) 施行期日

公布の日から施行します。

大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第6条 省略</p> <p>附 則 1・2 省略</p> <p>附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第6条 省略</p> <p>附 則 1・2 省略 <u>(感染症業務手当の特例)</u></p> <p>3 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときに支給する。この場合においては、第3条に規定する手当は支給しない。</u></p> <p>4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（<u>新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。</u></p>